

# みどり市教育支援センター

## なごみ教室大間々

## なごみ教室笠懸



□開設 平成18年3月27日

□代表者職氏名 所長 加部 豊

□所在地 なごみ教室大間々 〒376-0101 みどり市大間々町大間々235番地6  
電話/FAX 電話 (0277)76-9862・相談(0277)73-1110 / FAX (0277)73-1130

なごみ教室笠懸 〒379-2313 みどり市笠懸町鹿4590番地2  
電話 (0277)47-7511 / FAX (0277)47-7511

### 1 運営の目的

教育支援センターは、不登校の状態を示す児童生徒の悩みや不安をカウンセリング・学習指導・体験的な活動等を通して軽減しながら、自主性、自律性、社会性、耐性等の発達を援助する。さらに、在籍校や保護者と連携を図りながら、個に応じて段階的に支援し、児童生徒の学校復帰のみならず、各個人の有する能力を伸ばしつつ、社会において自立的に生きるための基礎を養う。

### 2 令和8年度 職員の構成・分担

職員		業務内容
所長	1名	総括
課長補佐	1名	立案・指導
指導主事	1名	
教育相談員	2名	教育相談
所員	1名	庶務全般
指導員(なごみ教室大間々2名)		通室児童
(なごみ教室笠懸2名)		生徒の指導

### 3 入室対象及び受け入れ状況

#### (1) 入室対象

みどり市内の小中学校に在籍する不登校や不登校傾向の児童生徒で、本人・保護者が入室を希望し、通室が適切であると認められた者

#### (2) 受け入れ状況(令和7年度)

小学生 5名  
中学生 3名 計 8名

### 4 令和7年度開設状況

#### (1) 開設日時

学校の休業日を除く月曜日～金曜日  
なごみ教室大間々 9:10～15:00  
なごみ教室笠懸 9:10～15:00

### (2) 開設期間

1学期 4月7日(火)～7月17日(金)  
2学期 9月1日(火)～12月23日(水)  
3学期 1月7日(木)～3月26日(金)

### (3) 日時程

[なごみ教室大間々]

時間	主な活動
9:10~10:00	入室・健康観察・本日の予定
10:00~12:00	学習① 学習② 自主活動
12:00~13:00	昼食・休憩
13:00~14:30	作業的な学習・実習 自主活動・運動
14:30~15:00	日誌を書く(1日の反省) 清掃・明日の予定等
15:00~	退室

[なごみ教室笠懸]

時間	主な活動
9:10~10:00	入室・健康観察・本日の予定
10:00~12:00	学習① 学習② 自主活動
12:00~13:00	昼食・休憩
13:00~14:30	作業的な学習・実習 自主活動・運動
14:30~15:00	日誌を書く(1日の反省) 清掃・明日の予定等
15:00~	退室

#### (4) 主な行事

- ◇ 体験活動
  - みどり市の2教室の交流
  - 調理実習      スポーツ      制作活動
  - 植栽活動（花や野菜）      校外学習
- ◇ 保護者との話合い

### 5 入室・退室の進め方

#### (1) 入室の手続き

##### ① 入室相談の受付

保護者や学校からの相談  
(保護者が在籍校の担任等と相談し、  
学校長に入室希望の意志を伝える。)

##### ② 来所相談(面談)※面談シート活用

児童生徒と保護者が教育支援センターで、  
所長、教育相談員等と面談し、  
入室の意志を確認する。

##### ③ 体験入室

原則2週間の体験入室を行う。

##### ④ 入室願

保護者は、担任・学校長と協議の上、  
入室願を学校長に提出する。

##### ⑤ 提出

学校長は、入室申請書と保護者からの  
入室願(写し)を所長に提出する。

##### ⑥ 入室判定

所長は、学校長及び教育相談員等の  
意見を踏まえ、入室が適当と認められた場  
合、入室承諾書を学校長に送付する。  
※ 学校教育課長へ報告

##### ⑦ 入室決定

教育支援センターへの正式入室

#### (2) 退室の手続き

退室については、学校・保護者・所長・教  
育相談員等と協議のうえ決定し、所長は、  
退出通知書を学校と保護者に送付する。

### 6 学校、家庭及び関係機関との連携

#### (1) 学校との連携

- ◇ 学校から提供をいただくもの
  - 学校要覧
  - 授業時間表
  - 年間行事計画
  - 学校だより・学年通信等の配付物等

- ◇ 通室している児童生徒の指導記録の  
データを在籍校と共有し、併せて月末  
に出席状況を報告する。

- ◇ 通室児童生徒の支援について、管理  
職や担任、教育相談・生徒指導担当教  
諭、SC、SSWなどと、手立て等につ  
いて相談する。また、必要に応じて関  
係者を集めたケース会議を実施し、共  
通理解を図る。

- ◇ 月に何度か担任・SC等が来室し、  
通室している児童生徒と面接をした  
り、教育相談員や指導員と話合いをし  
たりする。

- ◇ 必要に応じて教育相談員や指導員が  
学校訪問を行う。

#### (2) 家庭との連携

必要に応じて家庭訪問や保護者面接等  
を実施するなど、きめ細かな連携に努める。

#### (3) 関係機関との連携

県総合教育センター、SC、SSW、保健  
福祉事務所家庭相談員、こども課、民生児  
童委員、専門医等と連携を図り、問題の理  
解を深めながら問題解決に努める。また、  
中学校3年生における進路相談等では、群  
馬県青少年会館「青少年自立・再学習支援  
事業」(G-SKY Plan)とも積極的に連携を  
図っていく。

### 7 特色ある活動

体験活動の中に、地域の施設見学(富弘  
美術館など)や地域の特色を生かした自然  
観察学習(散策、登山など)を取り入れる。

不登校に関する懇談会を保護者・教職員  
対象に実施する。その後、個別相談を保護  
者対象に実施する。